| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 146.48MHzから146.58MHzまで | 信越総合通信局管内 | 令和13年６月30日まで | 50W以下 | 陸上での使用に限る。<br>空中線電力は、５W以下に限る。 |
| 147MHzから147.21MHzまで | 北海道総合通信局管内 | 令和11年６月30日まで | 50W以下 | 陸上での使用に限る。 |
| | 東北総合通信局管内 | 令和13年６月30日まで | 50W以下 | 陸上での使用に限る。<br>福島県の区域を除く。 |
| | 信越総合通信局管内 | 令和13年６月30日まで | 50W以下 | 陸上での使用に限る。<br>空中線電力は、５W以下に限る。 |
| | 北陸総合通信局管内 | 令和10年６月30日まで | 50W以下 | 陸上での使用に限る。 |
| | 東海総合通信局管内 | 令和13年６月30日まで | 50W以下 | 陸上での使用に限る。<br>静岡県の区域を除く。 |
| | 近畿総合通信局管内 | 令和10年６月30日まで | 50W以下 | 陸上での使用に限る。 |
| | 中国総合通信局管内 | 令和11年６月30日まで | 50W以下 | 陸上での使用に限る。 |
| | 四国総合通信局管内 | 令和９年６月30日まで | 10W以下 | 陸上での使用に限る。 |
| | 九州総合通信局管内 | 令和９年６月30日まで | 10W以下 | 陸上での使用に限る。 |
| 147.82MHzから147.86MHzまで | 九州総合通信局管内 | 令和９年６月30日まで | 10W以下 | 陸上での使用に限る。<br>福岡県の区域を除く。 |
| 161.2MHzから161.275MHzまで | 中国総合通信局管内 | 令和９年６月30日まで | 10W以下 | 陸上での使用に限る。 |
| | 九州総合通信局管内 | 令和９年６月30日まで | 10W以下 | 陸上での使用に限る。 |
| 342.16875MHzから342.20225MHzまで | 東北総合通信局管内 | 令和９年６月30日まで | １W以下 | 陸上での使用に限る。<br>二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、358.66875MHzから358.70225MHzまでの周波数の範囲と対とする。<br>青森県及び秋田県の区域を除く。 |
| | 中国総合通信局管内 | 令和９年６月30日まで | １W以下 | 陸上での使用に限る。<br>二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、358.66875MHzから358.70225MHzまでの周波数の範囲と対とする。 |
| | 九州総合通信局管内 | 令和９年６月30日まで | １W以下 | 陸上での使用に限る。<br>二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、358.66875MHzから358.70225MHzまでの周波数の範囲と対とする。 |
| 358.66875MHzから358.70225MHzまで | 東北総合通信局管内 | 令和９年６月30日まで | １W以下 | 陸上での使用に限る。<br>二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、342.16875MHzから342.20225MHzまでの周波数の範囲と対とする。<br>青森県及び秋田県の区域を除く。 |
| | 中国総合通信局管内 | 令和９年６月30日まで | １W以下 | 陸上での使用に限る。<br>二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、342.16875MHzから342.20225MHzまでの周波数の範囲と対とする。 |
| | 九州総合通信局管内 | 令和９年６月30日まで | １W以下 | 陸上での使用に限る。<br>二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、342.16875MHzから342.20225MHzまでの周波数の範囲と対とする。 |
| 368.24MHzから368.56MHzまで | 中国総合通信局管内 | 令和９年６月30日まで | １W以下 | 二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、386.24MHzから386.56MHzまでの周波数の範囲と対とする。 |
| | 九州総合通信局管内 | 令和９年６月30日まで | １W以下 | 二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、386.24MHzから386.56MHzまでの周波数の範囲と対とする。 |
| 386.24MHzから386.56MHzまで | 中国総合通信局管内 | 令和９年６月30日まで | １W以下 | 二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、368.24MHzから368.56MHzまでの周波数の範囲と対とする。 |
| | 九州総合通信局管内 | 令和９年６月30日まで | １W以下 | 二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、368.24MHzから368.56MHzまでの周波数の範囲と対とする。 |
| 393.6MHzから394.3MHzまで | 北海道総合通信局管内 | 令和９年６月30日まで | 10W以下 | |
| | 東北総合通信局管内 | 令和10年６月30日まで | 10W以下 | 陸上での使用に限る。 |
| | 近畿総合通信局管内 | 令和９年６月30日まで | 10W以下 | |
| | 中国総合通信局管内 | 令和10年６月30日まで | 10W以下 | |
| | 四国総合通信局管内 | 令和９年６月30日まで | 10W以下 | |
| | 九州総合通信局管内 | 令和９年６月30日まで | 10W以下 | 陸上での使用に限る。 |
| | 沖縄総合通信事務所管内 | 令和９年６月30日まで | 10W以下 | 陸上での使用に限る。 |
| 397.75MHzから398.5MHzまで | 北海道総合通信局管内 | 令和９年６月30日まで | 10W以下 | |
| | 信越総合通信局管内 | 令和13年６月30日まで | 10W以下 | |
| | 中国総合通信局管内 | 令和11年６月30日まで | 10W以下 | |
| | 四国総合通信局管内 | 令和９年６月30日まで | 10W以下 | |
| | 九州総合通信局管内 | 令和９年６月30日まで | 10W以下 | |
| 411.935MHzから411.985MHzまで | 九州総合通信局管内 | 令和10年６月30日まで | ５W以下 | 陸上での使用に限る。 |
| 412.15MHzから413.2875MHzまで | 沖縄総合通信事務所管内 | 令和10年６月30日まで | 10W以下 | 陸上での使用に限る。 |
| 426.9MHzから427.5MHzまで | 北海道総合通信局管内 | 令和９年６月30日まで | 55W以下 | 陸上での使用に限る。 |
| | 東北総合通信局管内 | 令和11年６月30日まで | 10W以下 | 陸上での使用に限る。 |
| | 関東総合通信局管内 | 令和11年６月30日まで | 10W以下 | 陸上での使用に限る。 |
| | 北陸総合通信局管内 | 令和９年６月30日まで | 10W以下 | 陸上での使用に限る。 |
| | 東海総合通信局管内 | 令和11年６月30日まで | 55W以下 | 陸上での使用に限る。 |
| | 近畿総合通信局管内 | 令和９年６月30日まで | 55W以下 | 陸上での使用に限る。 |
| | 九州総合通信局管内 | 令和９年６月30日まで | １W以下 | 陸上での使用に限る。<br>二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、342.16875MHzから342.20225MHzまでの周波数の範囲と対とする。 |